

山口県報

平成30年
6月29日
(金曜日)

目次

- 規則 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 告示 解除予定保安林(萩市)(森林整備課)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………二
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………三
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………三
- 公告 契約の締結(情報企画課)……………三
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課)……………三
- 公安委告示 警備員等の検定の実施……………四
- 漁調委告示 漁業法第六十七条第一項の規定による指示(二件)……………六
- 雑報 平成二十九年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨……………八
- 県報の正誤(平成三十年三月二十三日山口県規則第二十一号)……………一

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成三十年六月二十九日

山口県規則第六十五号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改める。

第九条第一項の表商工労働部の部労働政策課の項第十四号中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改める。

第三章第一節第六款第五目の目名を次のように改める。

第五目 しごとセンター

第七十五条の二中「山口県若者就職支援センター条例」を「山口県しごとセンター条例」に、「若者就職支援センターの」を「しごとセンターの」に改め、同条の表中「山口県若者就職支援センター」を「山口しごとセンター」に改める。

第七十五条の三中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改め、同条第一号及び第二号中「若者の」を削り、同条第三号中「県外に居住する者の」及び「県内における」を削る。

第七十五条の四各号列記以外の部分中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改め、同条第一号中「前条各号」を「前条第一号及び第二号」に改め、「こと」の下に「(若者に係るものに限る。)」を加え、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「山口県若者就職支援センター条例」を「山口県しごとセンター条例」に、「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「山口県若者就職支援センター条例」を「山口県しごとセンター条例」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「山口県若者就職支援センター条例」を「山口県しごとセンター条例」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 前条第三号に掲げる業務に関する事(県内に居住する者の就職に係るものを除く。)

三 前条第四号に掲げる業務に関する事(知事が定めるものに限る。)

附則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

山口県知事 村岡 嗣政



山口県告示第二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字明木字仏木一八二二・一八二〇・一八二二・一八二二の一・一八二二の

二・一八二三・一八二六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 益田阿武線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
---	---	-----	-----------------	--------------	----

阿武郡阿武町大字奈古字床並一〇〇
〇三の一地先

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
最狭 五・二・八	最狭 二・六・二	一〇五・〇	一〇五・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 永田郷室津川棚線
道路の区域

下関市豊浦町大字川棚字鳥越七七四
三の二地先から
同市豊浦町大字川棚字下の浜六五二
〇の二地先まで

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
最狭 四・九・〇	最狭 七・六・〇	一、四二二・五	一、四四九・〇	ダブルウェイ	

山口県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
益田阿武線	阿武郡阿武町大字奈古字床並一〇〇三の一地先から同郡同町同大字字シュウシュウハの三地先まで	平成三十年六月三十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 永田郷室津 川棚線	下関市豊浦町大字川棚字鳥越七七四三の二地先から 同市豊浦町大字川棚字下の浜六五二〇の二地先まで	平成三十年六月三十日

山口県告示第二百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
光市三井五丁目一〇二の一及び一〇二の二地先	六・〇、 六・五	三八・九	平成三〇、 六、一八

山口県告示第二百四十四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年七月十日から施行する。

平成三十年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

周南市役所	周南市岐山通一丁目一	平成一五、 四、二一
周南市新南陽総合支所	目一番一丁	〃

を

周南市新南陽総合支所	周南市富田一丁目一番一丁	平成一五、 四、二一
------------	--------------	---------------

に改める。



(一四四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一丁
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
サーバ仮想化基盤システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十年五月二十二日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 落札金額
七千六百六十五万八千四百円
- 七 入札公告日
平成三十年四月三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
総合評価

(一四五) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水

産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成三十年六月二十九日

山口県知事 村岡嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一二四六八	美津安		黒毛和種	平成二一、六三〇	山口県一級	〃	美祿市伊佐町河原
四六四七六	(全和黒一四七六一)			七、二三	広島県	〃	山口県農林総合技術センター
一一三三四五	百合美津福			平成二四、二五	山口県	〃	
六六九五五	(全和黒原五六八二)			六、一一		〃	
一一三四七三	勝海			平成二五、二八		〃	
一一八七二	(全和黒原五七九七)					〃	
一一三五五四	照平峰			一一、二二		〃	
五三三三五	(全和黒原五八八三)					〃	
一一三五四九	関平福			一二、二八		〃	
二四九八一	(全和黒一五〇九八)					〃	
一一四〇八五	高春久			平成二六、三二〇		〃	
一四八七八	(全和黒一五一四七)					〃	
一一三八二七	美河百合			九、一〇		〃	
八一九六九	(全和黒一五一四八)					〃	
一一四八四〇	義海			平成二七、七一五		〃	
〇一二五五	(全和黒一五二六四)					〃	
一一三五六九	花清桜			九、三〇		〃	
二九一四四	(全和黒一五三〇六)					〃	
一一三三八八	国峰花			平成二八、五二二		〃	
六八三三一	(全和黒一五三八七)					〃	
一〇八六三九	紫高平二五			四、二二		〃	
九九三二九	(全和黒一六三九九九)					〃	
〇一八六四四	紫茂晴二			平成二九、一三		〃	
〇一四七〇	(全和黒一七三〇一)					〃	
一一二四四〇	秋幸		その他	平成二〇、二九		〃	
五七五四七						級外	
一一二四六二	良志福			平成二四、三〇		〃	
七七八四三						〃	
一〇八五八二	萩太郎			平成二五、二六		〃	
六九五〇〇						〃	

山口県公安委員会告示第二十一号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十九日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成三十年十月三日(水曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成三十年十月二十七日(土曜日)

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
平成三十年八月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成三十年十月三日（水曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成三十年十月二十日（土曜日）

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成三十年八月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

- 八 収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付
- 検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他

- (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
- (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年六月二十九日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 濱本 幾男

一 指示の内容

- (一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、^{いか}錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえつりとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為（以下「まぐろまきえつり等」という。）は、禁止する。
- A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点）
- B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）
- C 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）
- D 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）

- (二) 置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点（一）にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点） b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点） c 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点） d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点）	平成三十年七月一日から同年九月十五日まで
次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点） f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点） g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点） h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点（日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点）	平成三十年九月十六日から平成三十一年一月三十一日まで

- (三) (二)の承認（以下「委員会承認」という。）の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

1 漁業のために行う場合にあつては、まぐろまきえつり等に使用する船舶（以下「使用船舶」という。）を所有し、又は使用する漁業者

2 遊漁案内行為のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者

3 遊漁のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

平成三十年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年六月二十九日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 森友信

一 指示の内容

くるまえび及びがざみは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

二 適用区域

(一) 次のA、イ、Dの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字東岐波丸尾三神社御旅所基石

B 〃 〃 黒崎東端

C 〃 〃 植松川河口右岸防波堤突端

D 〃 〃 月崎南東端

点イ AとCとを結んだ線とBとDとを結んだ線の交点

(二) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字西岐波床波漁港東防波堤基部から突端に向かって六〇メートルの点に設置した標識

B 〃 〃 吉田崎南端

(三) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市亀浦四丁目亀浦東防波堤突端

B 〃 〃 大字西岐波黒崎東端

(四) 次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって一七五メートルの点に設置した標識

B 〃 〃 大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端から護岸沿いに下流へ四五〇メートルの点に設置した標識

C 〃 〃 大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部

D 〃 〃 大字藤曲小野田線厚東川橋りょう左岸下流側基部

点イ AとBとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから一五〇メートルの点

(五) 次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字郡宮崎南東端

B 〃 〃 大字小野田末廣西護岸西端

C 〃 〃 大字郡厚狭川橋右岸上流側基部

D 〃 〃 大字西高泊厚狭川橋左岸上流側基部

E 〃 〃 大字東高泊小野田橋右岸下流側基部

F 〃 〃 大字東高泊小野田橋右岸下流側基部

F ッ 大字小野田小野田橋左岸下流側基部
 点イ Bから二一〇度三〇〇メートルの点
 (六) 次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 点の位置

基点A 山陽小野田市大字植生植生干拓護岸南東端から護岸沿いに西へ三五〇メートルの点に設置した標柱

B ッ 大字津布田串埋立地南端

点イ Aから一九二度四〇〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから一、九〇〇メートルの点

三 指示の有効期間

平成三十年七月一日から平成三十三年六月三十日まで



平成二十九年山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成二十九年山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成三十年六月二十九日

山口県市町村職員共済組合理事長 山田健一

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	収				
						業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
負 担 金	5,422,345	13,684,931	715,489	84,114	185,466	174,622				
掛金・任意継続掛金	5,470,967	8,495,678	715,489			170,070				
施設収入・商品売上							234,757			
連 合 会 交 付 金					90,982					191

利息及び配当金	151				22,244	36	120	1	427,906	
その他収入	516,656				10,431	20,047	6,473	2,602	30,364	
他経理から繰入金					34,386		58,000			
前年度繰越支払準備金	746,058									
計	12,156,177	22,180,609	1,430,978	84,114	22,244	321,301	364,859	299,231	430,508	30,555
給付・一部負担金払戻金	4,737,860									
役員報酬・職員給与						146,096	13,920	74,762	26,219	
旅費・事務費						18,512	2,969	3,336	2,340	1,293
商品仕入								1,052		
飲食材料費								59,655		
委託費・委託管理費						4,769	16,646	17,595	2,450	15
支払利息					22,244				292,196	22,119
前期高齢者納付金	2,802,521									
後期高齢者支援金	1,918,879									
老人保健拠出金	28									
退職者給付拠出金	112,003									
介護納付金	937,760									
連合会払込金	126,547									1,412
連合会拠出金	435,738									

負担金払込金		13,684,931	715,489	84,114																	
掛金払込金		8,495,678	715,489																		
その他支出	3,836									150,848	287,322	119,710	8,292	1,494							
雑損												47									
他経理へ繰入金	34,386										58,000										
次年度繰越支払準備金	743,878																				
計	11,873,436	22,180,609	1,430,978	84,114	22,244	320,225	378,857	276,157	331,497	26,333											
当期利益金又は当期損失金(△)	282,741					1,076	△13,998	23,074	99,011	4,222											

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区	分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	負 債		純 資 産		
												流 動	固 定	資 産	負 債	資 本
資	流	2,685,001	1,381,121	95,136	722	19,882	284,501	897,596	187,425	3,669,746	100,272		98,702	1,843,996		
産	固					987,314	29,056	11,517	503,751	32,827,339	1,194,358		743,878			
	資	2,685,001	1,381,121	95,136	722	1,007,196	313,557	909,113	691,176	36,497,085	1,294,630		842,580			
	産						2,445	123,041	15,239	33,222,146	26		743,878			
	合						84,631	32,869	25,503	90,108	1,025,476		743,878			
	計						87,076	155,910	40,742	33,312,254	1,025,502		842,580			
	負						52,183	25,350	790,545				842,580			
	債						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	合						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	計						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	資						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	本						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	利						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	益						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	剩						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	余						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	金						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	欠						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	損						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	金						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			
	産						174,298	727,853		3,184,831	269,128		842,580			

純 資 産 合 計	1,842,421					226,481	753,203	650,434	3,184,831	269,128
負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,685,001	1,381,121	95,136	722	1,007,196	313,557	909,113	691,176	36,497,085	1,294,630

正 誤

平成三十年三月二十三日山口県規則第二十一号（山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行
11	上	三

「流通販売実習」を

正

「流通販売実習」を

ページ	段	行
11	上	四

誤

「流通販売実習」に

正

「流通販売実習」

平成三十年六月二十九日印刷

発行人所

山口県知事